

西條誌

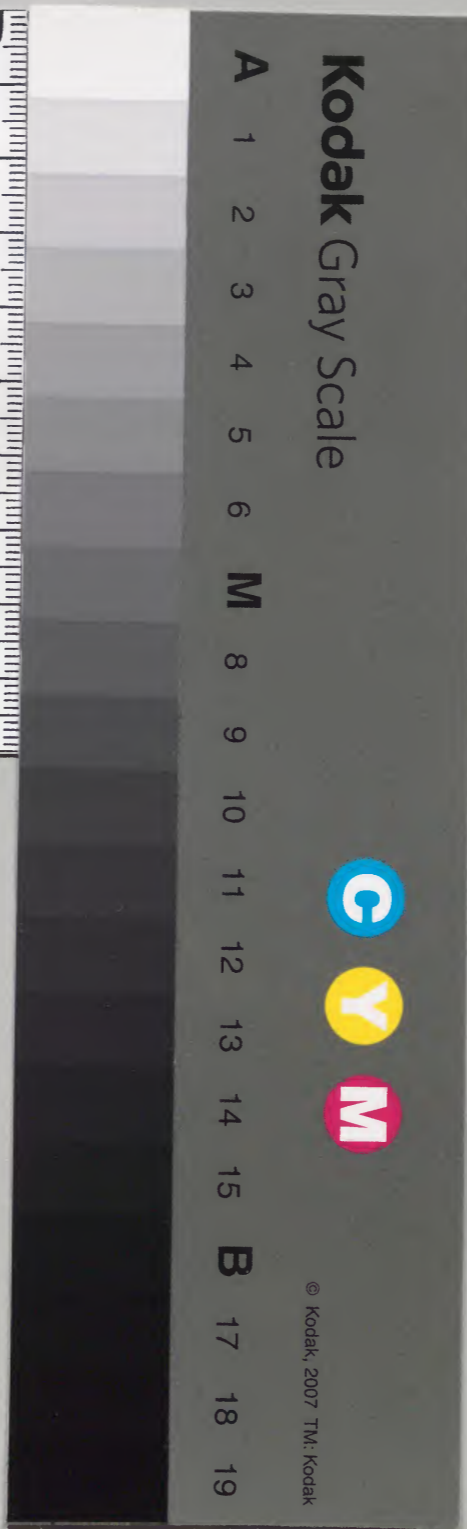
十九

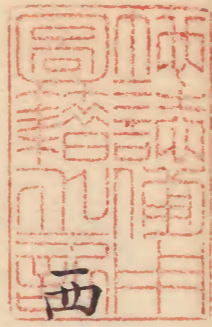
和書門類			
二九	三五	七	號
二九	二九	函	架
二〇	五	冊	架

內閣文庫		和書類
二九三五七	二〇	冊
三	函	架

內閣文庫	
番號	和 29357
冊數	20 ( 19 )
函號	176 41

地六四





西條誌卷之十九目錄

東寒川村

西寒川村



田村

長田村

西條誌卷之十九



東裏川

西條誌卷之十九

内一〇三五號

日野暖太郎 和煦 編述

竹内材次 敏雄

岡栄三郎 秀俊

助編

黒川定右衛門 則精

日野良之助 胖

榎之口分 彦屋

國平有同 圖



東裏川

東寒川村

宇摩郡山口郷東寒川組

村名寒川の美西寒川村より辨之、只東西の差別を立二村より分るのみ。

○村境 東ハ御料具定村、西ハ西寒川村、南ハ今沼領寒川山村、北ハ海、但東西凡八町半、南北凡十町。

○境石一ヶ所 當村東御料具定村境より、

○田畑高六百四十二石三斗二升二合

○家数九十五軒

○人数凡九百五十二人

○御料具定村の百姓家数十軒、當村の内は雜居す。

○船数四十二艘

漁船四十一艘  
五端帆一艘

○枝在所 入野 赤井 名 新聞 大倉

江之本

○用水 不足ありき方

○御普請所八ヶ所 普請亦数ヶ所ある中ニ渡

手ノ黒岩と云処 難水之 又具定谷 森花川形と

云 茨川ノ末より合流し 堤多水ハ 澤ノ原と云

所より流し 其ノ末田地より流し 六ヶ所堤亦之

○當村 英西寒川村 舊領主之事

○福島 左衛門大夫殿

年代を不書

年代を不書 但十四五年之間と云

生田伊豫殿

年代を不書 但十四五年之間と云

北川左馬助殿

天正十二年 元和二年 三十二年之間

加藤左馬助殿

元和三年 寛永元年 八年之間

一柳美作守殿

寛永二十年 延宝四年

松平隠岐守殿 御預所

延宝五年 天和二年 六年

三田次郎右衛門殿 御代官

天和二年 分算 享二 丑 三 四 七年

服部六左衛門殿 御代官

貞享二丑分元禄四未迄七々年

後藤覺右衛門左衛門御代官

元禄五申分同九子迄五々年

平岡吉左衛門左衛門御代官

元禄十五分同十三辰迄四々年

山本與惣左衛門左衛門御代官

元禄十四日分室永元申迄四々年

遠藤新左衛門左衛門御代官

當道旧領主の事業中一右之通は其由、此れ

ハ當村旧大庄屋合田徳左衛門の家懐中覺

書云古帳子據て抄録す然れども古帳認方

不眞慥如事ハ不知川之江よ加藤左馬殿の

家老土肥三郎右衛門川上但馬川村権七此三

人川之江城山の城主より云事ハ尺四此道

を知新一居る事如く一柳殿の事を其

たる條下に、返屋表は本陣云事を認入有之

是ハ川之江に陣屋ありと云事ハ其は素すれ

と云古帳と云は畢竟大庄屋の手加子て不

文二時代の續きも改て尺<sup>ツ</sup>ゆる 処<sup>ツ</sup>を何り、禮と  
するよ<sup>ツ</sup>足らす

○寶永元申六月 御當領と女

○組之事 宝永六丑四月迄、土居組、同年六月

分、享保十一年五月迄、中之庄組、同年六月分東

寒川組、旧領主の事、其組智りの事等、記漏借り  
て、分りたる村、何り、記漏を矣、分らさ

る村、何り、只、分りしる、処、子、て、其、の、如、し、出  
す、不、分、村、も、例、推、し、て、考、證、の、一、助、と、し、ぬ、一、し

○寛政十一未歲、公儀分煎海氣御用と云奉

を、其、係、出、當、村、より、毎、年、寒、中、の、水、を、取、乾、製

す、近、年、ハ、西、寒、川、村、庄、屋、祐、十、郎、右、左、殿、御、用、を

蒙、其、事、の、記、録、を、寫、し、何、る、を、見、て、省、畧、し、て、其

大、要、を、何、く、

一、煎、海、氣

を、行、し、公、儀、分、所、下、り、根、式、毎、八、分

五厘二 但百六  
十日付

海氣大女年ハ壹斤ハ廿數百二十三位

掛る

小年ハ數三四百位掛る

御當方 上ハ御買上並陸生海氣數十

ニ付 錢壹每ハ厘

仕女賃數十二付十式文

右ハ天保七申儀の並陸之錢札歩合

因價不同アリ

右之通 公儀よりハ斤ニ付 御下ヶ根

御當方よりハ數 御買上 志の

拂 相女とよて 其差引六ヶ

法難用知リ 御下ヶ根 其法不足

分大刻 天保六末年ハ 該ハ貫目餘



歳ハ七黄目録又主望西家ハ遠子減リ七四黄  
目録不足此不足分御領分込ヨリノ与荷ト女  
ト云少水主大坂儀物方後水ニ細水ハ左之通  
仕切去舟虫

寛

法貞人

孫四郎

一 伊豫西條蕨海炭 二九

此掛改百七十四斤

内 二拾五斤三合 風袋引

四斤五合八夕一才 定法三步引

正味百四拾八斤一合一夕九才

二夕八分五厘

代四百貳拾貳每壹分三厘九毫

一 根拾五每貳分七厘

右主西條蕨海炭當取手百五拾貳斤七

合出方二斤一斤二斤一斗花酒廣炭

下之

合四百三拾七每四分九色を串

右之通貫上代銀並出借御座候銀其相渡者

也

儀如方

後所判

月日

○新堀<sup>ホリ</sup>溜<sup>ヌ</sup> 此の堀溜ハ川の裾に水が著り

少の産有のみを小舟の出入も形く漁

船ふと陸の海の上より引上る海魚の

かしを及水ども俄に船をおろす事を不得

村江の元の漁人其便利を得りし事

りしが天保七八と飢饉続き此色の貧民餓

よ及んとす困り御救の爲老弱男女を

此を聚めて射と堀せし後後是以飢渴を凌

めい、いさゝか、ハ、詔に、送りて、船通、成、漢、船の外  
も、碇を下し、永久、猪手、よく、恩、沢を、蒙る、事、は

奴、堀、堀、長、五、拾、間、幅、拾、間、川、入、口、幅、拾、二、間、

○ 郷目、舟、後、所、村、内、奉、令、下、り、元、八、年、中、詔、

才、以、今、由、々、百、日、程、も、有、り、詔、當、時、ハ、八、月、十、三、

日、分、廿、三、日、迄、詔、十四、日、分、石、戸、八、幡、の、祭、然、其、礼、を、以、ハ、十、三、日、分、入、也、

近、村、奉、仰、承、ハ、臨、時、子、也、奉、詔、

○ 諸、村、奉、上、納、銀、之、内、赤、綿、銀、と、云、々、の、阿、り、

當、村、分、差、出、の、帳、面、の、中、々、真、綿、銀、ハ、福、島、左、衛、

門、大、丈、様、以、代、桑、木、以、改、ま、り、奉、出、一、奉、と、云、文、阿、

り、古、き、奉、と、尺、阿、

○ 石、戸、八、幡、宮、神、主 和、田、若、狭、

所、祀、神、三、座 仲、哀、天、皇、

應、神、天、皇、

神功皇后

本社 三間  
四間

幣殿 一文  
三間

拝殿 二間  
四間

神輿藏 一文  
四方

宝塚

門 二間  
三間

石鳥居 一基

境内末社 數々あり畧之

境外末社 山神社 荒神

東宮明神 三頭明神

惠美須

妙見

楠の大樹あり  
周囲凡三丈

伊豫守源頼義朝臣當國より八箇の八幡宮

を造立す。當村の社を一二と云ふ。いよくある所

り。いとを寛る程より境内の古木。杉一本 高十

八間、廻り二丈  
四尺二寸

檜一本

高十五間、廻り一丈  
四尺五寸

ついでに續

と、松ありと大木多し。伊古いまく八幡社を建さ

る。岩崎神社と云ふ所に、姫太神を祭る。今の

本社の小の小社是二と云、當村田地の名、正  
月田、二月田、三月田、四月田、五月田、六月田、七月  
田、八月田、九月田、十月田、十一月田、十二月田、閏  
月田、節分田、矢鎗田、社日田、神子田、神主屋敷等  
の名あり、皆神供田と云、月々の祭事、元と云  
神主の家を半を説のみあるす、村後人、問へ  
は、答る、不一族、神主、和田伊賀守の末葉ニ

と云、伊賀守、中川瀬玄、湯子討水、しる事、大岡記  
に見ゆ、子孫零落、しる土およぶる、其後、安子來  
り、旧の神主、養田某あり、社日を譲り、水、元和五  
年より、代々當職を勤と云

○大師堂、地藏堂、西寒川村、神宮寺構

右大師堂、享保十四酉、築當村神宮寺を、西寒川  
村、新長谷寺境内、一移すの時、神宮寺、詔へ、建立

一たること云

東寒川祖太左

合田又五郎

天保十三年寅七月大庄屋後五 作并

旧大庄屋

作左衛門

氏を合田と云、御持地前分、久々庄屋後勤する  
ものとは、少ゆ、然とも、所持の帳面ハ皆云、禄次  
後の抑よ、其巻材等も古き糸ハ借りす、御飲

分とぬて、後宝永正徳享保、天保、四度御立寄り  
り、享保と云ハ、豪富まで、御止宿の宿も、庄内内の  
溜池より引、綱の御慰、何り、鯉數十尾を獲させ  
らる、有よ入、は、囃子等催され、河城、嫌斜あり  
より、そのや系譜の趣は、大祖ハ、奥州國  
司北畠源顯家より、出つ、顯家は、利殿に敗られ  
戦死す、其子師清、當國に渡り、河野家に依り、河

野家豊太閤は滅され、師清の子孫も零落し、土  
佐國は隙を、数代よりその後、徳右衛門西次と云  
ふもの、當村より、産業を開き、近年子孫繁昌し、  
家巨富よと見えたり、水取系よあるす所  
あり、其、巻軸ハ、古色あり、ものありす、徳右  
衛門の家、今ハ衰か、園池も、鯉魚の活潑す  
るもの、其のみありす、廢りて田地とす、新井の

粒穀を收ん事を謀る、博愛も、まゝ、天保十三年  
寅七月、大庄屋職をも、其、同族、先祖徳右衛門、  
稼穡に、艱難せしと思さる、ありの祟ある、

今の大庄屋合田又五郎ハ、  
同族の内、分、新、ヨ、ニ、  
作、付

西寒川村

宇摩郡山口郷東寒川組

當村を寒川と云ハ、大和國城上郡長谷郷に神  
川浦と云處あり、其長谷に長谷寺の祇の觀音  
當村の海邊に流るるを沁神川の字を來り、  
村名とは形川なるり、誤りて寒川と去、後世を  
沁を利後して、沁川と誤るる振、新長谷寺  
の縁起の趣なちか、沁川なる、然ども沁縁起

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 珠、嫌、山、志、等.



書り不文よし、以て白とは分難し。

○歌枕名寄未勘之部曰

寒川サハ 或云下野  
或云灌岐

懐中 衣ぬふさ、山川の喜柳のこま

いともより、いともよまきにりり

○村境 東ハ東寒川村、西ハ御料大町村、南ハ

今治領寒川山村北ハ海

○田畑高五百貳拾四石八斗六升五合

○家数百九拾五軒

○人数凡九百貳拾六人

○船数四艘 五端帆六端帆  
七端帆等あり

○境石一ヶ所 當村の西、御料大町村境

り、

○枝在所 西介 カシド 觀堂 カイドウ 大道筋 大倉

○用水 不足あり方

○御普請所 十ヶ所あり、格別の難所あり

○御藪 二ヶ所

○當村の内、石四拾石餘、公料まゝあり、是も

同しく西寒川村と稱し、唐屋の家別より立元

は一村より皆公料二一の室永元申案分割し

て高五百二十餘石ハ御領分と成、然とも境目

不立田畑人家とも皆入交りあり

○當村天正十九卯歳福壽左衛門大夫殿檢地

之と云、之後一柳美作守殿川之江より立て當村

を知行す、又之後御代官持と成、毎度御代官入

替、又松山御預所と云、是は文錯紛乱して古

記の面、ては泊し難く、又水は強て穿鑿を寃

めす

○當村御當領よりぬくる後、宝永六丑五月と云ハ、  
土居組より、同年同月より、享保十一年六月と、  
中之庄組と成、午六月、東寒川組と成。

○生薑、海參、冬瓜、つく芋、姫おこ、等名物、之、  
薑を多く作り、他國へも賣出、其肥は、すぢらと  
云、この、お水ハ、正月の志の飾り、に用ゑる、山州と  
云、お水、志、お水、似たる、草、之、お水、と、お水、と、お水、と、  
生薑

二葉の以上より、掩ふ、薑汁を、も、少、澆、と、云、右  
の外、茅、並、は、相、木、と、云、薪、他、方、へ、も、積、出、す、程、は、  
多く、百姓、作、間、の、採、は、す、る、に、

○大藏谷の内、金山と云、此、銅、の、箔、右、出、の、昔、堀  
試、する、事、あり、と、云、左、亦、あり、追、

○水精場スイセイジョウと云、は、村、南、の、山、に、あり、雨、後、形、と、時  
あり、其、水、精、あり、と、云、昔、堀、より、と、云、此、の、お、水

り此処も古より近

○小祠 諏訪明神 妙見 天皇 惠美須

住吉明神 大藏權現 蛭子 皇子權現

新田明神 新田義助の灵を奉る 古云社地は 樟の大樹有り 周囲二丈七尺五寸

以上九祠神主東寒川村

和田若狭

○荒神社 ニヶ所 神宮寺構

○新長谷寺 豊岡山普門院 古義真言 宗高野山金剛峯寺末

本尊 觀世音

本堂 四間 五間 庫裡 三間半 六間 十五堂 一間 一間半

釣鐘堂 一丈 四方 毘沙門堂 一間半 四方

什物

古十王 古木佛 四 古仁王

此寺天平二年の開基と云傳ふよし

らは、天保 今を去る事一千百餘年と云古刹之矣

古  
仁  
王



古  
佛





換は罹りて旧記不存然ども亦佛の内古作の  
孩小る阿りて時代久き寺とは又へたる本  
尊観音ハ大和の國長谷寺にて大悲尊を作り  
んとし先試一像を刻む六尺餘之尋て丈  
六の大像を造る亦此長谷寺の本尊ニ此像女  
りて後おも試よ造りたるを船よのせ流くる  
よ當村の海をり着く因て山上に一寺を建新

長谷寺と號すかの像を安置すと云

○當村海邊に黒岩といふものあり、その影  
向石とも云、試の觀音此石に漂着す、石の數三  
十餘あり、大なるは四五尺あり、小きは二  
三尺の巨濤をも不動者あり、依然と云

○當寺衰微し及びするより、寒川の城主小  
川六郎祐長再興す、そのに宝治二年の事あり

殆六百餘あり、その後火災を遭ふり、  
日記に不備と云、其姓名を尋て、後の考に備ふ  
城主とは阿比古、古墟の存せるは未聞

○當寺は本山高野に阿比古、京都觀修寺の宮  
の普門院を兼帶す、其に久しく經て、題目を  
も不達と云、其は成るる孫子に

○神宮寺

宝樹山、金剛院、古義真言宗、讚  
那豐田郡萩原村地藏院末

本尊

阿彌陀如来

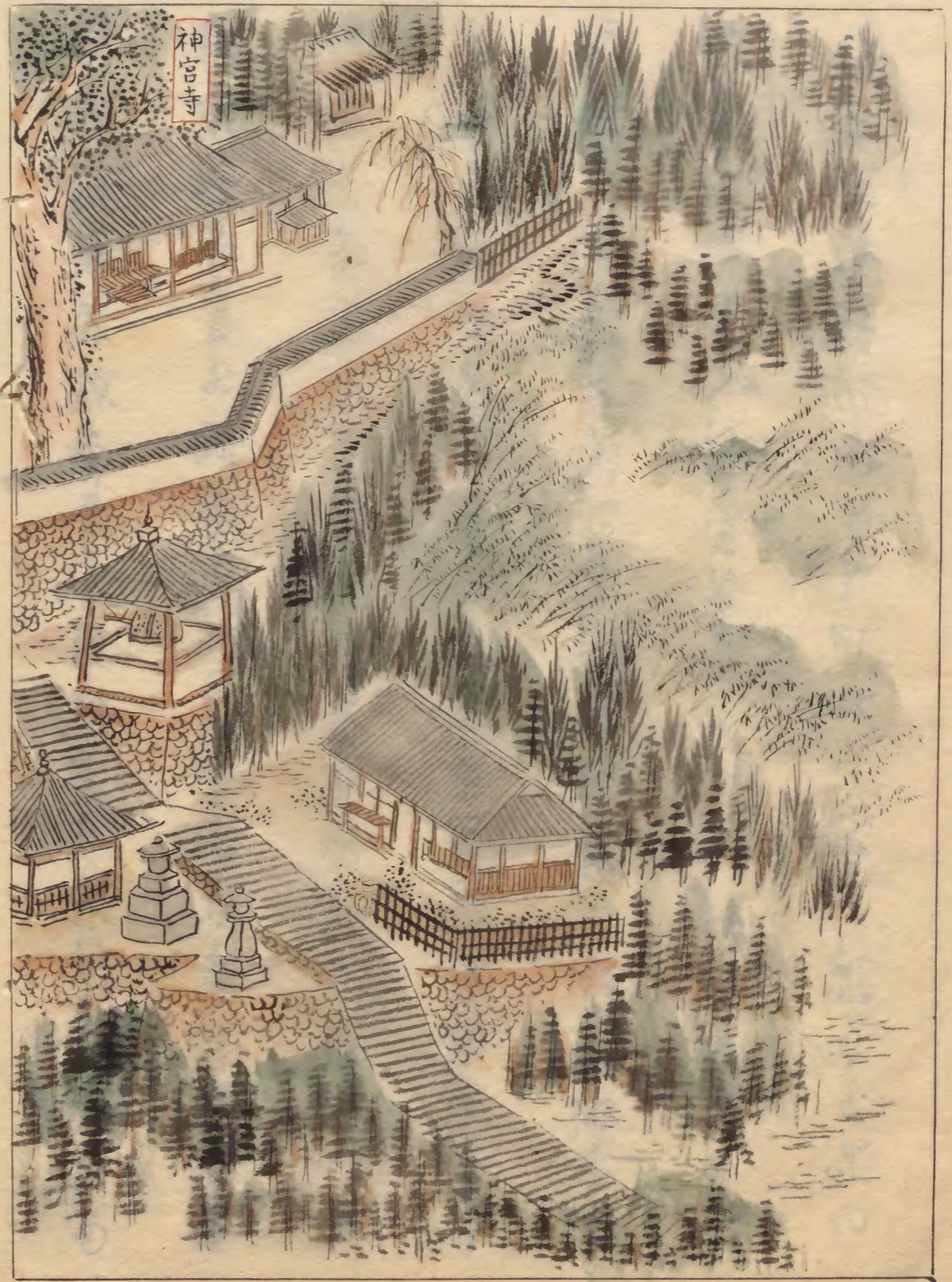
本堂

五間  
七間

當寺元ハ東寒川村ニあり、新長谷寺衰微ニ位  
 成ルルニより、享保十四酉歲、神宮寺の住持  
 宥尊、新長谷寺を爰ニ移す。其地あるを以て  
 云、新長谷寺ハ祈禱院ニシテ、檀家形ク、神宮寺ハ  
 檀越二百有餘アリ、近年又新長谷寺を興シ、終ニ

一  
 續キ、新長谷の寺号を引起シ、御法事ノ旨、年  
 始御祈奉ヨシ、西名ニ披露ス、小き寺を觀音堂  
 の南ニ建テ、此水ヲ新長谷寺ニシテ、小形ハ元  
 よりノ神宮寺ニ移シ、分リテ、是ハ有共、内宮ノ奉  
 ハ、互ニ融通シ、一寺同攝ニ見ル、神宮寺ハ古  
 刹ニシテ、ハ、かく、付室等モ見ル、新長谷寺モ縁  
 起、古昔を説のみ、其旧相ハ、あま、陳ルル所ノ







新長谷寺  
より眺  
むる景





之、然とも原ハ大伽藍にて有しと聞て寺  
 より六七町あり、大門と云処あり、又よ河と北  
 よ、十五里と云処あり、今ハ皆地名と成り此  
 往古新長谷寺境内の建物ありしと云、兩  
 寺片山の半復ありて、小海を尺下し、風景奇  
 絶之、天保六未年、君公御登臨、殊に御感賞あり  
 りしと云、道上の大杉、數百年外の物ありし

○ 修驗

大宝院

○ 同

覺城院

○

左 又左衛門

先祖を妻<sup>ソノド</sup>助玄湯厨と云<sup>ニ</sup>其嫡子を采女正と

云此二人一万石より當國川之江の城より

天正の以采女備前一渡るとて<sup>ハ</sup>颯風に遭ひ船

破損して其身死し<sup>ト</sup>郎等ども多く溺死す<sup>ル</sup>云

より其家衰<sup>テ</sup>子孫大屋屋とあり<sup>テ</sup>御料の時ハ

小伝屋ともあり<sup>テ</sup>御當代より<sup>テ</sup>數代當村の事

を司る家譜ハ傳<sup>フ</sup>る<sup>ル</sup>古紙の圖書<sup>ニ</sup>其來

歴を考<sup>ル</sup>る<sup>ル</sup>なるを未<sup>ダ</sup>大際を叙<sup>ス</sup>る<sup>ル</sup>ニ<sup>テ</sup>室永正

治享保天保四度の御廻領御立寄あり<sup>テ</sup>又左

衛門の父祐十郎よく勤<sup>ム</sup>る<sup>ル</sup>者<sup>ナリ</sup>他亦<sup>モ</sup>出<sup>立</sup>寄<sup>ル</sup>の

節<sup>ノ</sup>苗<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>帶<sup>ノ</sup>刀<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>御免<sup>ス</sup>之<sup>ル</sup>

○新長谷寺縁起の内、宝永十二乙亥歲、妻鳥  
采女正息男助右衛門及阿部宮崎の三家相議  
し、再び一字を強奪との文あり、又左系の家  
の聞書と符合す。

野田村

宇摩郡津根郷東寒川組

當村寛元ハ五百石、於二石九斗四升、一柳  
権之丞、後、分り、有し、宝永元申、年、公料  
と、同三成、年、分村、三百十六石二升二合  
ハ、御當領と、年、強高ハ、如旧、公料之、御當領の野  
田村を、村内、有ハ、私カ、上野田と、呼、公料の方  
を下野田と、呼、主、民、家ハ、入、交り、阿、水、其、店、屋、の

宅上より下りて下りて下りて下りて上野田下野田  
と稱呼を分る土地も人家も西方入交り集  
用家村天満村の如く当村地味阿久く百姓難  
後女様子も多し

○村境 東ハ御料野田村西ハ津根村南ハ御  
料津根山村北ハ海

○田畑高三百十六石二升二合

○家数百二十三軒

○人数凡五百二十九人

○漁船三艘

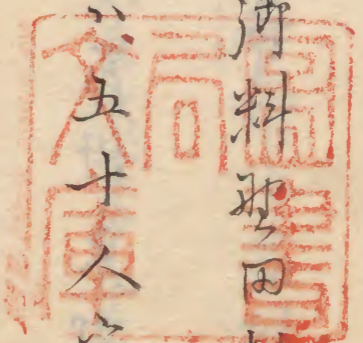
○境石一ヶ所 当村東御料野田村境より

○枝在所 上市

○用水 不足なき方

○御普請所 四ヶ所の内小海を交りて

水昔、去年の外より、河川の水、風清、凌易し、川  
も細け、水も各患、形く、用水不足、形く、用水荒演  
手、字の普、誤、御料野田村と、尚村入交り、百人  
の人夫を、用水、五十人、宛、双方より、出、一、処  
よ、集め、その水を使ふ、御料の人夫、却てよく  
働き、尚方、役人の指麾を受る、事、尚村の人夫  
より、も、推、恭、と云、尚、屋、掛、合の、事、河、水、の、尚



翰、と、と、ハ、後、く、一、け、水、の、口、述、を、与、一、と、云、越  
し、免、角、波、風、不、立、振、と、仕、掛、事、を、そ、水、取、是、を、ま  
村、争、論、を、及、する、事、お、く、よく、和、諧、せ、り、と、村、役  
人、亦、水、を、借、る、御、料、野、田、村、の、店、屋、の、續、木、氏、よ  
り、今、ハ、丈、三、段、と、云、此、兩、村、の、員、風、稱、一、と、

○ 御林 一ヶ所

○ 小祠 十二社 權現 山神 吉備津明神

惠美須

以上四祠神主津根村

合田上総

○ 観音堂

津根村

三福寺構

○ 廢福泉寺 津根村三福寺 阿字六百年

書寫の大般若經ハ福泉寺の什物にて有りと

云

唐文

文五頁

長田村

宇摩郡津根郷東寒川組

村境 東ハ御料豊田村 西ハ御料野田村 南ハ

御料五良野村 岡銅村 北ハ海 但東西凡九町 南

北凡八町半

○ 境石二ヶ所 當村西御料野田村境と同東

御料豊田村境と同西

○ 田畑高三百七拾四石七升四合



○家數百四軒

○人數凡三百九拾一人

○枝在所 原ハシ 小藪コヤブ

○御普請所拾三ヶ所 普請小川除コケ、中洲と

云外阿、此等洪水の害毎々破損す

○用水ハ野田村大谷の水を五歩一苗村一引

五歩一とは五日一日づきの畠あり此外池

ニヶ所泉ニヶ所阿水其程不足す此ハ田の取

り小池を堰釣籠りて水をとる百姓勞苦多し

然水其万治年中とハ民家僅り三十六軒有し

と、今ハ百四軒と成、繁昌他村と異ニ、今水ハ百

姓農業を厚く勵み、極多の窮乏に至るの少く、進

分家して自然と新數より、今ハ、寛政七年大

旱の時、は廢棄して、米粒石に下道、其時の取

文云よつと、村民出糶の事著と見ゆ

長田村

庄屋

組頭

百姓共

去歲夏秋旱魃之時、谷水乏分、田方引水不効、  
屈進、早續用水減水、越之時、村役人百姓共、

合纏成用、水乏分、上下之分、水、疎不効、  
一、  
洞不作、  
一、  
下繩、  
一、  
同知得、  
一、  
乞、  
一、  
大風、  
一、  
大瘡、

且多秋在働ハ之村銀料亦七給切内万及難流  
以好片乞不交之後七照入ル之村皆無引お給  
定免交州立ハ右之村ハ御年貢不足之村借  
用亦相當錢皆漸ハ限相違ハ村役人百姓共被  
一知不中而ハ有ホ之義を不立成ハ能思ハ  
合農子お願之と追来百姓とも作方お願村方  
風美ハ官需お成ハ形お違神ハ之事ハ何之

為は産免御米控名お下ハ

二月

○村内水吞百姓とももの二部のみとも甚少  
一、之をけを問ハ田地持ともとの貧窮ともあり  
器物と賣取ると賣田地と賣賣の時ともありとも瘠  
畠一切とも四五合跡ともとも孩させ地持  
の様を失いともめす困とも各とも成とも稀とも

語る。唐屋後人深切女侍方之

○ 御林 四々所

○ 當村室永元申案と一柳権之丞後知新不  
り、権之丞後揚州之本一所習阿り、其主所叙  
分と案

○ 七人童子の墓 ちこ塚 此うけハ昔此処ノ寺

阿り、住寺の僧村童を集め、其がく事を教ける

く、一日佛子供ん、てて、手習の児七人を、南の山

よやり、杜鵑花を折せける、の、鬼寺、を花を甜り

吸ひ、折阿り、その後、折る、の、形、て遊戯ける、

師の僧、乾柿を折る、花折る、の、方、を、報ひける、

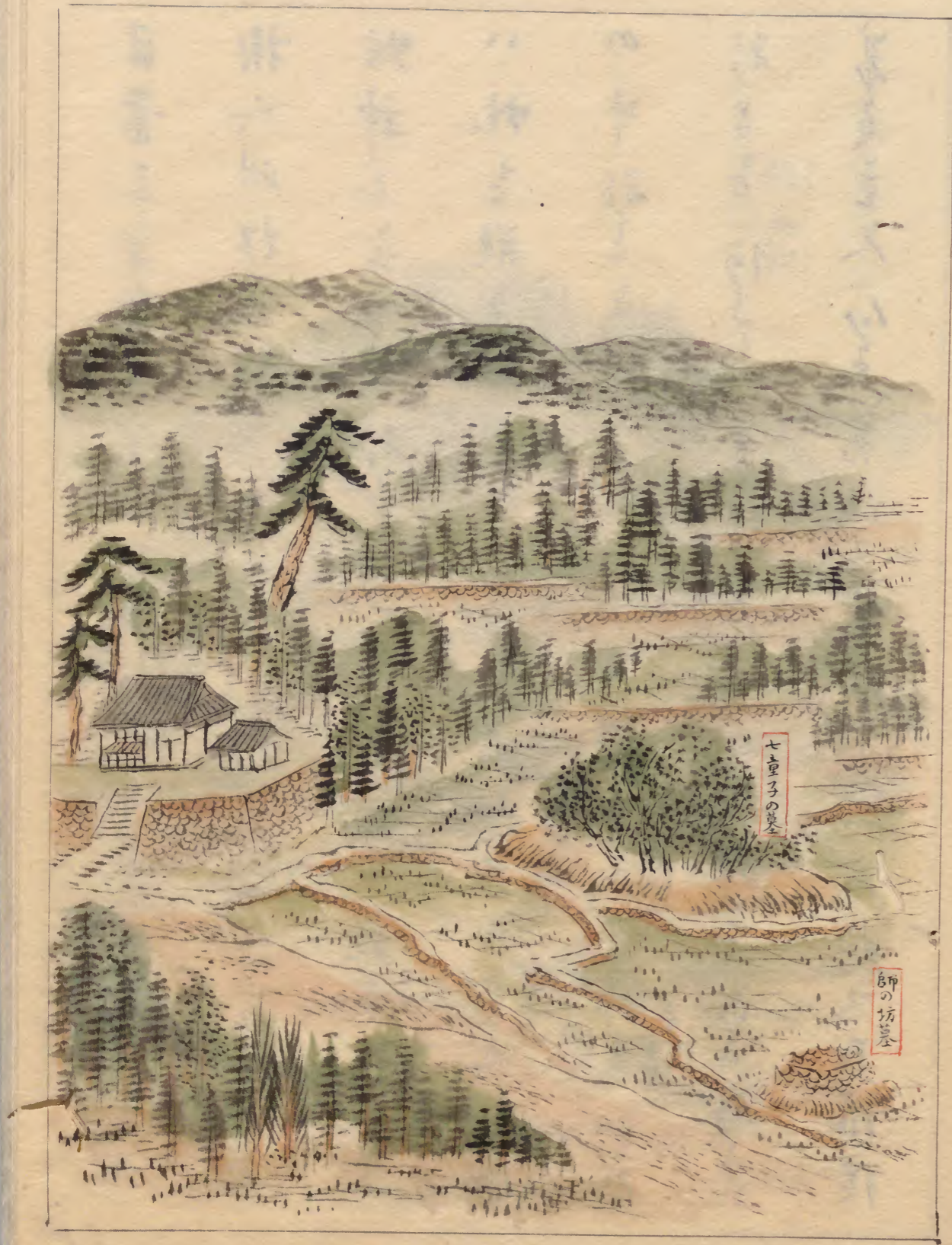
轄して、七童皆倒れ、苦し、驚て、医者、を、迎、百方す

水、世、不、治、師の、僧、の、形、を、こ、と、悲、み、悔

み、我、も、惜、ま、形、一、一、と、言、美、か、の、花、と、柿、を、食、ひ、

亦水も亦ついで能なる。七重と一処に埋め形長  
 く墳を築起。師僧を以て傍に葬と云子持する  
 その此喰合を紳と云す。す。其寺今ハ廢  
 其名も辨らざる。然とも。其墓の所りの地名  
 を、その寺のおと呼り

○<sup>トシ</sup>頓<sup>ヒヨウ</sup>病<sup>マツ</sup>松<sup>ヘビ</sup>蛇<sup>カミ</sup>神 亦の松苗村の海を以て阿火  
 亦灘に船漕との、孩りする。亦好と云遠く此松を



目當より方角を定むると云程より、言々成りたる大  
 樹之此松を頓病と名る。其説を問は世より、  
 蛇神と云ふもの持する家々の村より數多あり是  
 ハ蛇を籠り入水す、或ハ藪或ハ木の下或ハ山  
 の中形と云埋め置、時々コシラは供と云ふ作り初穂  
 形と云何々々々進ま時ハかの蛇を成る群り  
 有る主人ハ其免何事ハ水ハあれ又ハ催張

頓病松



之と云て、後て借おまかの瓶の酒を、よ施  
は、蛇、転く、踊り去ると云、かの松の、ちよと、塚埋め  
る瓶、阿り、と、長、哀、す、む、頓、病、と、か、俄、よ、や、む、の、身  
よ、ま、か、の、蛇、神、持、る、と、あ、遺、恨、あ、る、人、の、名、を  
言、て、誰、か、よ、は、と、咀、は、七、十、五、匹、の、蛇、と、と、鎌  
草、を、持、立、舞、り、く、蛇、蛭、と、の、く、く、り、と、仇、阿、る、家  
よ、籠、ま、る、と、そ、以、と、ひ、と、く、く、内、の、人、あ、る、慥、さ

此、身、神、腫、る、阿、り、腹、痛、阿、り、針、を、て、刺、の、如、く、小  
刀、を、削、る、如、く、深、く、謝、し、て、後、愈、又、不、愈、も、有  
と、云、蛇、神、犬、神、の、奉、は、昔、より、世、を、言、傳、る、か、れ  
と、云、此、村、よ、あ、り、と、始、て、お、の、め、き、話、を、聞、よ、か  
く、し、き、思、を、お、せ、り、此、村、よ、ま、は、忌、憚、あ、り、く、誰  
ハ、蛇、持、二、と、語、り、ま、同、席、の、人、を、指、て、も、彼、ハ、有  
此、ハ、ま、と、云、是、戲、之、と、思、ひ、ま、ま、の、よ、就、て、ま、事

を叩けは、かの借物遅き時催は、出る事又借物の多少分量等の事、強る不好く物語り、酩酊色も、思へず、村は蛇持の家多く、常の事、心得居、此之、店屋、彼人形と指さす、蛇持の者の名を、答ふる事、左の如し。

頓病松の下の蛇籠一壺持主六人 組類 麻花

以下皆同様 五右衛門 伊左衛門 又右衛門

万之助 店玄湯

村の南に蛇籠一ヶ所持主一人 林左衛門

藪の内は一ヶ所持主二人 長左衛門 又八

右之通 其名を志るす、心好き、似し、其前

に疎らる、如く、此村、其、忌憚る、不好く、話合

す、此、其、風俗、其、後、少く、借を、志る、早

ぬ



附録

左屋馬右赤門かゝる。當村の南に御料五郎

野山村あり。此処より。蛇神イヌ多し。大神あり。

又土佐の馬より。大神最多し。和煦大神の

事をも尋ねば。馬右陽門。土佐の國の事を所け

る。各々土佐の藩中某を出入の賤きものよ

り。いづれも。事者。大神を使ひける。ある時

かの藩中の某の門のあり。いづれも。弓矢砲形

と。ありし。うと。實々。き様。犬の戸。ま

俄に。苦げ。叫ける。有。主人。怪み。走り。引て。見

る。目。遠。もの。形。あり。ま。家。常。と。磨利

支。天。を。尊。む。奉。り。ける。よ。より。かの。邪。犬。の。氣

の。籠。束。水。る。を。支。天。を。射。倒。し。る。と。云

此。少。子。に。新。く。冥。護。所。水。邪。獸。の。氣。迫。つ。く

事あるは即ち持主の命はたたり我の眼  
を射潰さるるに口をくくりぬるの者も拍  
の糸附て担ひ課まけること、怪を語るに孔  
聖の戒むふ所なれば、所ある國形と陰陽  
ひとしからざるより、土地も変りしる妖氣  
ある事、往々あり、或後の國の七事の如し  
かの邪氣を射倒しうると云、事怪ければ摩利

支天の名義集に湯を〜と阿比の、其類陽の  
氣正人を扶護しおの如き事有る宛然る  
も、其虚実を定むと深く論ずるの意は、如く  
只爲右束の、話する怪を射潰し其團を弘  
る事あり。

○ 荒神社 権現社  
以上二祠神主津根村  
合田上総

○ 観音堂 阿弥陀堂  
以上二堂津根村  
三福寺構

○

古帳  
馬右衛門

源性院様分、一柳様之御座一の法道翰一通を

御出は古筆謄より、其御文言上畧 去月廿八日

後市右衛門出火、自前屋敷を焚失は依り、其示

形未存下畧 との御文云よて、御官名は名乗

を居らゆり、江戸御座敷元ハ四口谷より

一と聞まほ時の事形る、一柳様之御座、津根村

分、前村御座一駕を入り、其の御座あり

弓銃砲、射分射合等の事も有り、その射アツク操の立

座屋敷分、其の東より、座屋敷の今の假山も、権

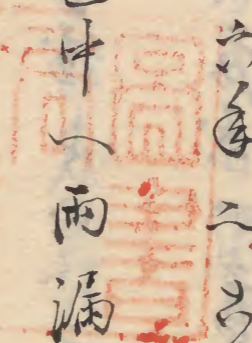
之系、御門川治を湯と、其の御座、其言射、指圖を

て築せし、と云、座屋敷ハ番家より、一柳家の御

代々の故事存せるの事も、有り、す

古帳一冊

右古帳上のきりすくま 文和の二字及びくま  
下ハ腐爛して分昭おらず 文和元分 今案天保  
丁酉迄四百八十六年 二 ありより 古き帳  
類を好居し 二 道中 一 兩漏入 損壞すこと 所お  
地おの帳面免定 状 等甚多け 此を尋古の品ハ  
畧して不載



西條誌卷之十九終

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

Handwritten text in vertical columns, right side of the page.

